

尾張旭市監査公表第15号

平成31年3月29日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年4月26日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

都市整備部都市整備課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
公園愛護会活動推進事業において、副市長又は部長が専決となる報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、50万円を超える報償費については副市長専決、10万円を超え50万円以下の場合は部長専決事項とされている。	尾張旭市決裁規程を遵守します。
土地区画整理補助金において、補助金変更申請書（第3号様式）及び補助金変更交付決定通知書（第4号様式）が土地区画整理組合に対する補助金交付条例施行規則に定める様式と異なる様式を用いている。	土地区画整理組合に対する補助金交付条例施行規則に定める様式に改めます。